

多摩の里けやき園 短期入所生活介護(予防)サービス

利用料(概算・1割負担の方)

1.保険給付費

平成30年 4月 1日

基本施設サービス費	算定項目 単位		要介護度	単位	介護報酬額	利用者負担 (介護報酬額の1割)
	併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ)		要支援1	512単位	5,401	541
		要支援2	636単位	6,709	671	
併設型ユニット型 短期入所生活介護費(Ⅰ)  (1日につき)		要介護1	682単位	7,195	720	
		要介護2	749単位	7,901	791	
		要介護3	822単位	8,672	868	
		要介護4	889単位	9,378	938	
		要介護5	956単位	10,085	1,009	
加算サービス利用料	項目		単位		介護報酬	利用者負担 (介護報酬額の1割)
		送迎加算	片道	184単位	1,941	195
	*	サービス提供体制加算Ⅰロ	1日	12単位	126	13
		緊急短期入所受入加算	1日	90単位	949	95
		若年性認知症受入加算	1日	120単位	1,266	127
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記該当する合計×8.3%			左記の1割

- ・ 加算については計画として発生した場合や随時必要な事項が生じた際に加算されます。( \*サービス提供体制加算Ⅰロは利用日ごとに加算されます。)
- ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護保険給付の総単位数合計に8.3%を掛けたものとして計算され、1割をご負担いただきます。

## 2.滞在費・食費等

保険給付外サービス利用料	項目	摘要	単位	料金
	滞在費	第1段階～第4段階	1日	下記参照
	食費	第1段階～第4段階	1日	下記参照
	その他実費			
理美容代(カット1,400円・顔そり1,180円・シャンプー640円・パーマ(カット含む)4,750円・毛染め3,650円) 行事・クラブ活動等材料費等・・・ご希望により承ります。				

滞在費・食費の負担軽減について 介護保険負担限度額認定…所得の低い方の滞在費・食費については負担上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。		負担額(1日)		介護度別保険サービス込み1日ご利用の金額						
				要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
		滞在費	食費	1	2	1	2	3	4	5
第1段階	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 (世帯全員が住民税非課税)	820	300	1,661	1,791	1,840	1,911	1,988	2,058	2,129
第2段階	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合を含む)が住民税非課税 ・本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入※ <sup>1</sup> が80万円以下の方 ・本人の預貯金等※ <sup>2</sup> が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)	820	390	1,751	1,881	1,930	2,001	2,078	2,148	2,219
第3段階	・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合を含む)が住民税非課税 ・本人の課税対象年金収入額+合計所得金額+非課税年金収入※ <sup>1</sup> が80万円を超える方 ・本人の預貯金等※ <sup>2</sup> が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)	1,310	650	2,501	2,631	2,680	2,751	2,828	2,898	2,969
第4段階	負担軽減はありません。	2,600	1,650	4,791	4,921	4,970	5,041	5,118	5,188	5,259

※<sup>1</sup> 非課税非課税年金とは…は課税年金収入とは、遺族年金や障害年金などです。

※<sup>2</sup> 対象とするもの…預貯金、投資信託、有価証券、その他現金、負債(一般的な金銭の借入、住宅ローン等)など  
対象としないもの…生命保険、貴金属(時価評価額の把握が困難なもの)など

表中の食費は1日の最大負担額です。(区市町村が発行する負担限度額認定証の記載額)

- 1食ごとの食費設定は  
第4段階の方 …朝食320円 昼食730円 夕食600円  
第1～3段階の方…朝食250円 昼食630円 夕食500円
- その他実費、加算を別途ご負担頂きます。
- 介護度別保険サービス込み1日ご利用の金額に、ご利用日数をかけた費用+加算合計額+実費分をお支払い頂きます。

◎当施設は「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」の実施申出を東京都並びに事業所所在地である東久留米市に行っています。  
本事業の対象者は、区市町村民税世帯非課税であって生計が困難であると区市町村が認めた方及び生活保護受給の方で、区市町村から「確認証」の交付を受けている方です。  
(※軽減適用の要件や申請方法につきましては、直接各保険者の介護保険課窓口にお問い合わせください。)